

令和7年度
三原市事業レビュー
点検結果

令和8年3月



目次

I	点検結果のまとめ	3
II	実施要領	4
III	事業レビュー結果を踏まえた事務改善方針 (事業別)	6
IV	事業レビュー結果の予算への反映方針	15

I 点検結果のまとめ

事業 番号	点検事業名	点検結果				
		判定結果	評価者の判定		市民判定者の判定	
1	中心市街地・地域商業 活性化支援事業	要改善	不要・凍結 国・県・広域 要改善 現行通り 拡充	— — 4人 — —	不要・凍結 国・県・広域 要改善 現行通り 拡充	— — 9人 1人 3人
2	生活困窮世帯の子ども に対する学習支援事業	要改善	不要・凍結 国・県・広域 要改善 現行通り 拡充	— — 3人 1人 —	不要・凍結 国・県・広域 要改善 現行通り 拡充	— — 10人 1人 1人
3	地域づくり支援事業 (中山間地域コミュニテ ィビジネス支援事業)	要改善	不要・凍結 国・県・広域 要改善 現行通り 拡充	1人 — 3人 — —	不要・凍結 国・県・広域 要改善 現行通り 拡充	— — 6人 — 1人
4	公園維持管理事業	要改善	不要・凍結 国・県・広域 要改善 現行通り 拡充	— — 4人 — —	不要・凍結 国・県・広域 要改善 現行通り 拡充	— — 8人 — —
5	木造住宅耐震化促進事 業	要改善	不要・凍結 国・県・広域 要改善 現行通り 拡充	— — 3人 1人 —	不要・凍結 国・県・広域 要改善 現行通り 拡充	— 1人 8人 — —
6	多文化共生事業	要改善	不要・凍結 国・県・広域 要改善 現行通り 拡充	— — 2人 — 2人	不要・凍結 国・県・広域 要改善 現行通り 拡充	1人 — 5人 — 4人

※判定区分の定義

「不要・凍結」… 税金は使わない（事業の廃止）べき、ゼロベースで見直し（事業の一時凍結）をすべき。

「国・県・広域」… 国、県、広域で実施した方が効果的である。

「要改善」… 市が実施すべきだが、改善が必要である。

「現行通り」… 大幅な見直しは必要ない。

「拡充」… 事業規模を拡充して取り組むべき。

II 実施要領

1 日時

令和7年8月16日（土）・17日（日） 両日とも9時00分～15時00分

2 場所

三原市役所本庁舎7階 第1～3委員会室

3 実施目的

施策の成果を向上させるため、事務事業について、その必要性や上位目的である施策に適切に貢献しているか等、外部の視点で点検することにより、コスト削減や事業の進め方等の見直しを行う。

4 点検対象事業

事業の妥当性・有効性・効率性の観点を基に抽出した事業の中から決定。

(1) 事業の妥当性

- ・事業への市の関与等について、改めて検討する必要があると考えられる事業
- ・社会情勢の変化など、時の経過とともに事業開始時の目的を見直す必要がある事業

(2) 事業の有効性

- ・事業費に見合った成果かどうか検証する必要がある事業
- ・国・県・民間事業者等で同様の事業を実施している事業
- ・事業の内容を工夫することでさらに成果を向上させることができる事業

(3) 事業の効率性

- ・電子化等の事務改善、契約や人員の見直し等によりコスト削減の余地がある事業
- ・コスト全体に占める市の負担割合を下げる余地がある事業

政策	施策	点検事業	担当課
元気な地域	1-2-1 地域づくり活動の活性化	地域づくり支援事業	地域企画課
商工業・サービス業	3-1-2 商業・サービス業の振興	中心市街地・地域商業活性化支援事業	商工振興課
観光・交流	3-3-2 国際化の推進	多文化共生事業	経営企画課
福祉・介護	4-3-3 社会保障制度の適正な運営	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	社会福祉課
防災	5-1-2 災害に強いまちの構築	木造住宅耐震化促進事業	建築指導課
生活基盤	5-4-2 都市・生活基盤の保全・整備	公園維持管理事業	都市開発課

5 タイムスケジュール

1日目：8月16日（土）		2日目：8月17日（日）	
9:00	1日目オープニング（開会あいさつ）	9:00	2日目オープニング（開会あいさつ）
9:20 } 10:40 (80分)	政 策：商工業・サービス業 施 策：商業・サービス業の振興 点検事業：中心市街地・地域商業活性化支援事業	9:10 } 10:40 (90分)	政 策：生活基盤 施 策：都市・生活基盤の保全・整備 点検事業：公園維持管理事業
10:40	（休憩）	10:40	（休憩）
10:50 } 12:00 (70分)	政 策：福祉・介護 施 策：社会保障制度の適正な運営 点検事業：生活困窮世帯の子どもに対する 学習支援事業	10:50 } 12:00 (70分)	政 策：防災 施 策：災害に強いまちの構築 点検事業：木造住宅耐震化促進事業
12:00	（休憩）	12:00	（休憩）
13:00 } 14:30 (90分)	政 策：元気な地域 施 策：地域づくり活動の活性化 点検事業：地域づくり支援事業	13:00 } 14:10 (70分)	政 策：観光・交流 施 策：国際化の推進 点検事業：多文化共生事業
14:30 } 15:00	1日目クロージング（閉会まとめ）	14:10 } 15:00	2日目クロージング（閉会まとめ）

6 点検体制

(1) コーディネーター及び評価者

	8月16日（土）	8月17日（日）
コーディネーター （司会進行）	一般社団法人構想日本 プロジェクトマネージャー 秋元 真彦 氏	
評価者 （外部有識者）	一般社団法人構想日本 総括ディレクター / デジタル庁 参与 伊藤 伸 氏	
	公益財団法人山田進太郎 D&I 財団 事業開発担当 青柳 博子 氏	民間小売り事業者 マネージャー 笠井 玲子 氏
	株式会社博報堂 地域共創プラットフォーム事業推進局 局長 畠山 洋平 氏	川西市役所 企画財政部 財政課 課長 後藤 宏之 氏
	丹波山村役場 地域創造課 副主査 舩木 隆嘉 氏	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部長 吉田 恭子 氏

(2) 市民判定者

次の選出方法により、28名を選定。

- ア 無作為抽出した18歳以上の市民1,700名のうち希望者
- イ 過去の事業レビューにおける市民判定者経験者のうち希望者

(3) 一般公開

当日の点検の様子は、一般に公開（傍聴者及び報道機関）するとともに、インターネット中継（YouTubeによるリアルタイム配信）を実施。

Ⅲ 事業レビュー結果を踏まえた事務改善方針（事業別）

点検事業名	1 中心市街地・地域商業活性化支援事業				
判定区分	不要・凍結	国・県・広域	要改善	現行通り	拡充
評価者	0	0	4	0	0
市民判定者	0	0	9	1	3
論点	<ul style="list-style-type: none"> ・補助内容は事業者のニーズに適しているか、また要件や補助額は妥当か ・エリア（中心市街地とそれ以外の周辺地域）ごとのめざす活性化の姿 				
主な指摘事項	<p>① 空き店舗の減少を目的とするのであれば、補助要件である営業時間、営業日数及び対象業種を緩和してはどうか。また、中心市街地における補助要件である「三原市中心市街地空き物件情報登録制度により登録された物件を賃借すること」は廃止してはどうか。</p> <p>② 中心市街地とそれ以外の周辺地域（地域商業）で、理想とする賑わいの状態や出店者の補助ニーズが異なると思われるため、両エリアほぼ同じである補助要件と補助内容に差異を設けてはどうか。</p> <p>③ 中心市街地とそれ以外の周辺地域（地域商業）を同じ金額水準で補助することは、費用対効果の面で、両エリアともに成果が中途半端になる可能性がある。活性化の優先度が高いとする中心市街地に重点的に予算配分し、補助額に差異を設けてはどうか。</p>				
事務改善方針	<p>※文頭の白抜き数字は「主な指摘事項」欄の番号に対応</p> <p>① 中心市街地については、昼間の通行量の少なさや夜間営業店舗の多さといった現状を踏まえ、より柔軟な出店形態も補助対象となるよう、令和8年度から補助要件を次のとおり緩和する。</p> <p>[変更前]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正午以前に開店し、1日6時間・週5日以上営業 <p>[変更後]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正午以前に開店し、1日6時間・週5日以上営業、または、週20時間以上営業 <p>対象業種については、賑わい創出を目的として多くの人の出入りが見込まれる店舗を想定しているため、現状維持とする。</p> <p>登録空き物件を補助要件とすることについては、市が一定の確認を行った物件であることで出店希望者の安心に繋がっていると考えている。加えて、空き物件の所有者に対して登録を推奨することで、成約の機会を増やし、空き店舗の解消につながる効果もあるため、現状維持とする。</p> <p>② 現状の補助内容の差異としては、家賃補助の上限額について、駅周辺の中心市街地とそれ以外の周辺地域の賃料相場を踏まえ差を設けている。一</p>				

方、改装費については、出店者間の公平性の観点から地域差を設けるべきではないと考えるため、現状維持とする。補助要件の地域差については、今後のニーズの推移に応じて、柔軟に検討を行う。

- ③ 賑わい創出の観点では、中心市街地は他のエリアと比較して優先度が高いものであるが、商業活性化の観点では、中心市街地と周辺地域に重要度の大きな差異はないと考える。したがって、特定のエリアを過度に優先したり、過大な補助は慎重に検討すべきと考えるため、現状維持とする。

点検事業名	2 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業				
判定区分	不要・凍結	国・県・広域	要改善	現行通り	拡充
評価者	0	0	3	1	0
市民判定者	0	0	10	1	1
論点	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが参加したいと思えるアプローチができていますか ・小学校、中学校との連携の可能性 				
主な指摘事項	<p>① 事業の成果検証と支援内容の向上のために、参加した子どもの感想や参加後の状況の把握を強化するべきではないか。</p> <p>② 参加者を増やすために、保護者が子どもの参加を躊躇する要因を深掘りするべきではないか。あわせて、自発的に「参加したい」と思えるように、子どもへの直接的なアプローチも行うべきではないか。</p> <p>③ より子どもが参加しやすくなるよう、教育委員会と連携し、学校施設の活用を検討すべきではないか。</p> <p>④ 学習習慣を身につけるため、対象を小学1年生までしてはどうか。また、勉強内容がより高度となる高校進学以降も何らかの学習支援を継続してはどうか。</p>				
事務改善方針	<p>※文頭の白抜き数字は「主な指摘事項」欄の番号に対応</p> <p>① 参加者に対し、「中学卒業後の進路」や「現在の状況（進学又は就職状況等）」、「学習支援事業利用による学力向上の有無」の設問を含めたアンケート調査を実施することにより、参加後の状況を把握するとともに、特に重要と考える参加における心理的負担の解消につながる仕組みの構築に活用する。</p> <p>② アンケート調査及び聞き取り調査を実施することにより、保護者が参加を躊躇する要因を深掘りし、対応策を検討する。子どもに対する直接的なアプローチは、様々な課題が想定されるため、現状は行っていない（周知は対象世帯の親に対して対面や郵送、SMS配信にて行っている）が、今後、直接子どもに伝達できる仕組みや情報提供の機会を設けることができないか、教育委員会など庁内の関係部署と連携し、令和9年度中の構築に向け、令和8年度中に検討する。</p> <p>③ 子どもが参加しやすい場（会場）として、放課後の教室など学校施設を使用することは考えられるが、教育委員会との協議により、児童及び生徒の個人情報保護の観点等から課題が多く、現時点では困難と判断している。学校に限らず、子どもが参加しやすい場については引き続き可能性を検討する。</p>				

④ 現行は義務教育の中で学習難易度が上がる小学4年生以上と高校進学を見据えた中学生を対象としている。小学1年生から3年生までは居場所としての利用ニーズは想定されるが、他の事業でも支援可能であるため、現時点では対象としていない。高校進学以降については、高校での補習授業等による支援があるため、現時点では対象としていない。当面は現状の対象者の参加を伸ばすことに注力したいため、現状維持とする。

点検事業名	3 地域づくり支援事業（中山間地域コミュニティビジネス支援事業）				
判定区分	不要・凍結	国・県・広域	要改善	現行通り	拡充
評価者	1	0	3	0	0
市民判定者	0	0	6	0	1
論点	<ul style="list-style-type: none"> ・補助内容は地域住民のニーズに適しているか、また要件や補助額は妥当か ・地域活性化にかかわる支援のあり方 				
主な指摘事項	<p>① 地域住民が実行するにはハードルが非常に高い事業内容であるため、事業廃止し、その財源を他の地域支援事業に再分配してはどうか。</p> <p>② ビジネスをきっかけとした地域コミュニティ維持（住民交流など）が狙いなのか、それともビジネスが発展（地域内での雇用や活動財源の創出など）することが狙いなのか、事業の目的を整理し、再度成果を検証すべき。</p> <p>③ 地域活動の維持・活性化は、中山間地域に限った課題ではないため、当該事業のみならず、地域支援にかかわる事業は市内全域を対象とした取組を検討すべき。</p>				
事務改善方針	<p>※文頭の白抜き数字は「主な指摘事項」欄の番号に対応</p> <p>① 経年の振り返りや住民組織への聞き取りの中で、地域住民で営利活動（ビジネス）を行うこと自体が難しく、活用しにくい制度となっていることは認識をしている。他の地域支援事業への再配分の検討も含め、令和8年度中に地域活性化支援のあり方を総合的に見直す。</p> <p>② 本事業は、地域資源を活用したビジネスによる地域コミュニティの活性化（地域課題解決や協働の場づくりなど）が主な目的である。その目的の範囲内でビジネス自体の発展も期待しているところだが、①に記載のとおり営利活動の困難さとともに、主目的である地域活性化の手段としてビジネスの手法が求められていないことも、近年、制度活用実績がないことの要因の一つとして考えられる。①と同様に、他の地域支援事業への再配分の検討も含め、令和8年度中に地域活性化支援のあり方を総合的に見直す。</p> <p>③ 人口減少による担い手不足や地域コミュニティ維持の難しさは中山間地域に限ったものではなく、他の地域も同様の状況にあることは認識している。対象地域の拡大についても、地域活性化支援のあり方の見直しの中でを検討したい。</p>				

点検事業名	4 公園維持管理事業				
判定区分	不要・凍結	国・県・広域	要改善	現行通り	拡充
評価者	0	0	4	0	0
市民判定者	0	0	8	0	0
論点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況や配置距離、機能によって公園の位置づけは整理されているか ・地域住民による日常管理のあり方 				
主な指摘事項	<p>① 住民にとっては、都市公園と児童遊園の位置づけや機能に大きな違いがないため、利用状況や配置距離などを考慮し、統廃合の可能性を検討すべき。</p> <p>② 統廃合の検討と合わせて、全ての公園に一律にトイレや遊具が必要かどうか、地域の利用状況に応じて設置する施設についても検討すべき。</p> <p>③ 地域によっては、公園の清掃などの日常管理が重荷となってきたため、地域住民の視点から日常管理のあり方を再検証し、必要に応じて見直すべき。</p>				
事務改善方針	<p>※文頭の白抜き数字は「主な指摘事項」欄の番号に対応</p> <p>① 統廃合ありきではなく、配置距離にこだわらない公園のあり方を検討したい。現状の都市公園と児童遊園の配置状況を整理し、令和10年度を目処に地域に対して利用状況や地域特性を把握するためのアンケート調査及び聞き取り調査を実施する。その上で、統廃合の計画を段階的に定めるなど、継続的に最適化に取り組んでいく。</p> <p>② 現在、地域とも調整しながら計画的にトイレ洋式化やバリアフリー化、老朽化した遊具の改修を進めている。まずは、これらの改修を計画通り実施する前提で、令和10年度を目処に実施する①のアンケート調査及び聞き取り調査の中で地域ごとの利用状況や地域特性を把握する。そのうえで、地域と意見交換をし、財源や用地の制約を考慮しながら、新たな施設改修計画を定め、地域に合った公園となるよう取り組んでいく。</p> <p>③ 令和8年度中に周辺自治体の状況を調査し、管理内容や謝礼金額などについて比較検証した上で、令和9年度に変更の必要について検討する。</p>				

点検事業名	5 木造住宅耐震化促進事業				
判定区分	不要・凍結	国・県・広域	要改善	現行通り	拡充
評価者	0	0	3	1	0
市民判定者	0	1	8	0	0
論点	<ul style="list-style-type: none"> ・補助内容は地域住民のニーズに適しているか、また要件や補助額は妥当か ・必要性を訴える啓発や周知の工夫 				
主な指摘事項	<p>① 国の補助（社会資本整備総合交付金）を受けるための手続き期限の課題はあるにしても、他自治体の事例等を参考にし、短い申請受付期間及び工事完了期限の補助要件を見直すべき。</p> <p>② 改修の実績が少ないことについては、①の指摘以外の要因（高齢化、多額な改修費用）も大きいように思われるため、補助対象者（旧耐震基準の木造住宅の所有者等）に意向調査を行い、旧耐震木造住宅を減らすための手段を再検討してはどうか。</p> <p>③ 周知について、対象者との接点を得やすい民間事業者・団体に協力を求めるなど、発信を強化すべき。</p>				
事務改善方針	<p>※文頭の白抜き数字は「主な指摘事項」欄の番号に対応</p> <p>① 受付期間については、国・県への相談と他市町の事例を参考にし、令和8年度中に期間延長の可否を判断する。あわせて、耐震診断と改修工事を1年完結ではなく2か年に分けて実施するなど、活用方法についても研究する。</p> <p>② 他市町の事例の聞き取りに加え、過去に耐震診断を行った対象者（耐震診断は行ったが改修工事は見送った方）への意識調査を令和8年度中に行い、ボトルネックなどの整理を行った上で、令和9年度中に耐震化の実現に最適な手法を再検討する。</p> <p>③ 市内の建築事業者に対し、案内チラシの提供や個別の協力依頼を強化し、市民への周知の間口を広げたい。</p>				

点検事業名	6 多文化共生事業				
判定区分(人)	不要・凍結	国・県・広域	要改善	現行通り	拡充
評価者	0	0	2	0	2
市民判定者	1	0	5	0	4
論点	<ul style="list-style-type: none"> 生活ルールや災害発生など優先度の高い情報を的確に伝達できているか 日本人の不安を取り除くための取組の必要性 				
主な指摘事項	<p>① 市民は実感として外国人が増えていることは感じると思うが、日本人に現状を浸透させるために、その人数や居住実態などの客観的な情報を市民に発信していくべき。</p> <p>② 災害情報など、特に伝達の優先度が高いものについては、国や県と連携を密にし、具体的な対策を進めていくべき。</p> <p>③ 現状の事業内容は、外国人の言語にかかわる支援や、日本人の外国人に対する異文化理解促進といった、外国人の暮らしやすさにつながる対応が主である。今後、日本人の不安を取り除くために、外国人が日本で暮らす上でのルールやマナーを習慣づける取組も強化をすべき。</p> <p>④ 事業の指標が外国人の状態を測るものしか設定していないので、日本人と外国人の双方のあるべき状態の視点で事業指標を再考すべき。</p>				
事務改善方針	<p>※文頭の白抜き数字は「主な指摘事項」欄の番号に対応</p> <p>① 市ホームページに外国籍市民総人口と国籍別人口を掲載し、毎月更新している。また、国籍別人口割合と男女別・国籍別人口推移（人口上位10カ国）などのデータを掲載している。今後も必要に応じて市民への現状理解に資する情報発信に努めていく。</p> <p>②③ 生活ルールに関する取組みや情報伝達に関する取組みは、国・県・市・特定技能所属機関（雇用主※）が連携して実施している。例えば、国（出入国在留管理庁）は全国共通の生活ルールを場面別に紹介するハンドブックと動画を多言語で作成している。県は市町ごとの防災情報について、メール通知サービス及び緊急速報アプリ（15言語）を運用している。市はこれらのツールを外国籍市民及び生活指導の責任をもつ雇用主へ周知を行うとともに、市独自でも市役所窓口の多言語相談（機械通訳）サービスの導入や、異文化理解講座の開催、民間の日本語教室運営の支援など、国・県の取組みでカバーできない細やかな部分について、取組みを進めている。今後も、日本人の不安緩和や、外国人市民への災害時の情報伝達など、特に顕在化している課題について、官民の有効なサービスを活用しながら、対策の実効性を高める。</p>				

※雇用主が関係するのは在留資格が特定技能の外国籍市民のみ

- ④ 現状は総合計画や事業の指標として示してはいないが、今後、例えば日本人市民に対しては「外国人市民との共生に不安を感じている」人の割合を調査したり、外国人市民に対しては「地域の人とのコミュニケーションがとれない」人の割合を調査するなど、令和9年度を目処にアンケートを実施し、双方のあるべき状態の測定と変化を確認し、施策に反映していく。

IV 事業レビュー結果の予算への反映方針

1 予算への反映方針（令和8年度当初予算）

区分	効果額
(1) 当日(令和7年度)点検分	▲4,000 千円
(2) 水平展開分*	—
(3) 過去のレビューにおける指摘分	—

[内訳]

(1) 当日(令和7年度)点検分

- ・ 中山間地域コミュニティビジネス支援事業 ▲4,000 千円

※「水平展開分」とは、過去の事業レビューにおける指摘から得られた次の8つの事務改善の視点を基に、全庁的に業務の見直しを図ったものです。

【事務改善の視点】

- ①民間活用 ②ニーズ把握 ③類似事業の見直し ④受益者負担の適正化
- ⑤補助金の見直し ⑥市民参加・協働の促進 ⑦公共施設の見直し ⑧プロモーション機能の強化